令和2年2月21日教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 神戸市立の小・中・高等・特別支援学校における生徒指導において関係法令に則した基本的手続きやルールを明文化し、教員、児童生徒、保護者の共通認識の基に生徒指導を行うため、学識者や専門家など外部の専門的な見地や多様な視点から検討を行うことを目的に、神戸市生徒指導のあり方検討会(以下、「検討会」とする。)を開催する。

(参加者)

- 第2条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 委嘱する委員の人数は、10名以内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、特別の事項を検討する必要がある場合、教育長は、臨時の参加者を委嘱することができる。

(委嘱期間)

- 第3条 参加者の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の参加者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時参加者は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解嘱されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 検討会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長は、参加者の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (検討会の公開)
- 第5条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、参加者からの発議により、参加者 の過半数で議決したときは、この限りでない。
 - (1) 神戸市情報公開条例 (平成 13 年神戸市条例第 29 条) 第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討会の傍聴については、神戸市生徒指導のあり方検討会傍聴要綱(令和2年2月21日決定)を適用する。 (守秘義務)
- 第6条 参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (施行細目の委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附則(令和2年2月21日決裁)

この要綱は、令和2年2月21日より施行する。